

明石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 293,846	千円 95,932,266	千円 710,193	千円 18,205,212	% 19.0	% 20.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体(特例市) 一人当たり給与費 千円 6,691
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
21年度	人 1,768	千円 7,492,537	千円 2,452,341	千円 3,022,811	千円 12,967,689	千円 7,334	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(1) 平成22年8月の人事院勧告に基づき、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率について、下記のとおり改正した。

- ①（給料月額等）・中高年層(40歳以上)の給料月額を平均0.1%引下げ
・上記の引下げ対象者のうち、55歳を超える6級(課長級)以上の職員の給料月額及び管理職手当を1.5%減額
- ②（期末・勤勉手当）・支給割合を下記のとおり引下げ

(一般職)

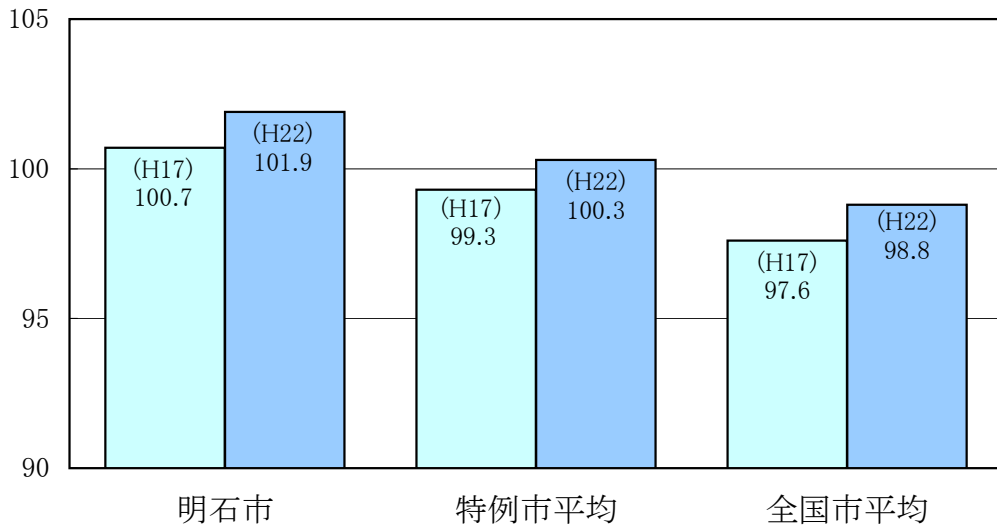
区分	平成21年度	平成22年度
期末手当	2.75月分	2.60月分
勤勉手当	1.40月分	1.35月分
合計	4.15月分	3.95月分

(特別職)

区分	平成21年度	平成22年度
期末手当	4.10月分	3.90月分
勤勉手当	—	—
合計	4.10月分	3.90月分

(2) 住居手当について、国家公務員の持ち家に係る住居手当が廃止されたことを踏まえ、本市においても廃止に向けた当面の措置として、平成23年1月から現行の月額8,500円から3,000円減額し、月額5,500円に改めた。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
明石市	100.7	100.9	98.5	98.6	101.7	101.9
対前年増減	△ 0.1	0.2	△ 2.4	0.1	3.1	0.2

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
明石市	107.8	105.2	105.3	108.6	108.8
対前年増減	-	△ 2.6	0.1	3.3	0.2

(注) 1 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2 「ラスパイレス指数」より「地域手当補正後ラスパイレス指数」の数字が高い理由は、国家公務員の地域手当支給率3%に対し、明石市の同支給率が10%となっているためであるが、国家公務員が勤務する明石市内の9官署は法律等に基づき手当支給率10%の地域に指定されており、当市庁舎はこれらの官署指定の地域内にあるため、地域手当支給率はこの国の官署指定による10%に準拠している。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	160,900	208,500	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	406,000	419,200	438,300	472,100	494,800

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	42.8 歳	343,898 円	472,516 円	416,462 円
兵庫県	44.2 歳	342,700 円	436,084 円	-
国	41.9 歳	325,579 円	395,666 円	-
特例市	43.2 歳	339,602 円	430,849 円	392,049 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
明石市	45.2 歳	264 人	332,382 円	442,448 円	392,589 円
うち清掃職員	45.2 歳	79 人	339,398 円	490,071 円	405,364 円
うち用務員	44.5 歳	55 人	324,779 円	395,750 円	379,077 円
うち学校給食員	43.8 歳	33 人	315,267 円	376,279 円	371,871 円
うち自動車運転手	45.0 歳	5 人	328,220 円	442,974 円	392,092 円
うち守衛	45.7 歳	6 人	336,200 円	498,109 円	398,778 円
兵庫県	49.8 歳	907 人	333,700 円	400,869 円	-
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	322,291 円	-
特例市	46.4 歳	219 人	325,173 円	389,267 円	364,848 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					明石市 (C)	民間 (D)	C/D
明石市	-	-	-	-			
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	294,000 円	1.67	7,546,902 円	4,085,100 円	1.85
うち用務員	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.85	6,290,683 円	3,008,200 円	2.09
うち学校給食員	調理士	41.9 歳	249,700 円	1.51	6,051,296 円	3,355,100 円	1.80
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	56.7 歳	278,000 円	1.59	6,931,412 円	3,686,900 円	1.88
うち守衛	守衛	57.5 歳	252,300 円	1.97	7,629,683 円	3,650,000 円	2.09

- (注) 1 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19年～21年の3年平均)
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
明石市	38.3 歳	314,222 円	446,988 円
特例市	40.5 歳	327,103 円	423,633 円

④医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	44.3 歳	488,474 円	1,091,738 円	805,564 円
国	48.8 歳	484,473 円	815,480 円	-
特例市	42.6 歳	473,147 円	1,121,104 円	712,749 円

⑤薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	38.3 歳	304,514 円	448,689 円	361,416 円
国	44.0 歳	313,866 円	355,717 円	—

⑥看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	38.4 歳	296,260 円	389,054 円	343,393 円
国	45.5 歳	318,285 円	348,250 円	—
特例市	37.1 歳	295,745 円	380,120 円	326,436 円

⑦高等(特殊、各種、専修)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	46.4 歳	404,454 円	500,465 円	475,479 円
兵庫県	46.5 歳	391,800 円	473,057 円	—
国	47.0 歳	395,819 円	446,262 円	—
特例市	43.8 歳	386,821 円	455,920 円	—

⑧小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	43.6 歳	375,620 円	450,496 円	438,391 円
兵庫県	43.8 歳	375,200 円	433,414 円	—
特例市	42.0 歳	333,336 円	387,934 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		明石市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	184,200 円	174,330 円	172,200 円
	高校卒	151,300 円	140,888 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	151,300 円	137,280 円	
消防職	大学卒	184,200 円		
	高校卒	154,400 円		
医師・歯科医師職	大学卒	274,600 円		
薬剤師・医療技術職	大学卒	196,000 円		
看護保健職	短大卒	203,900 円		
高校教育職	大学卒	198,022 円	194,708 円	
	短大卒	177,157 円		
幼稚園教育職	大学卒	194,500 円		
	短大卒	172,800 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

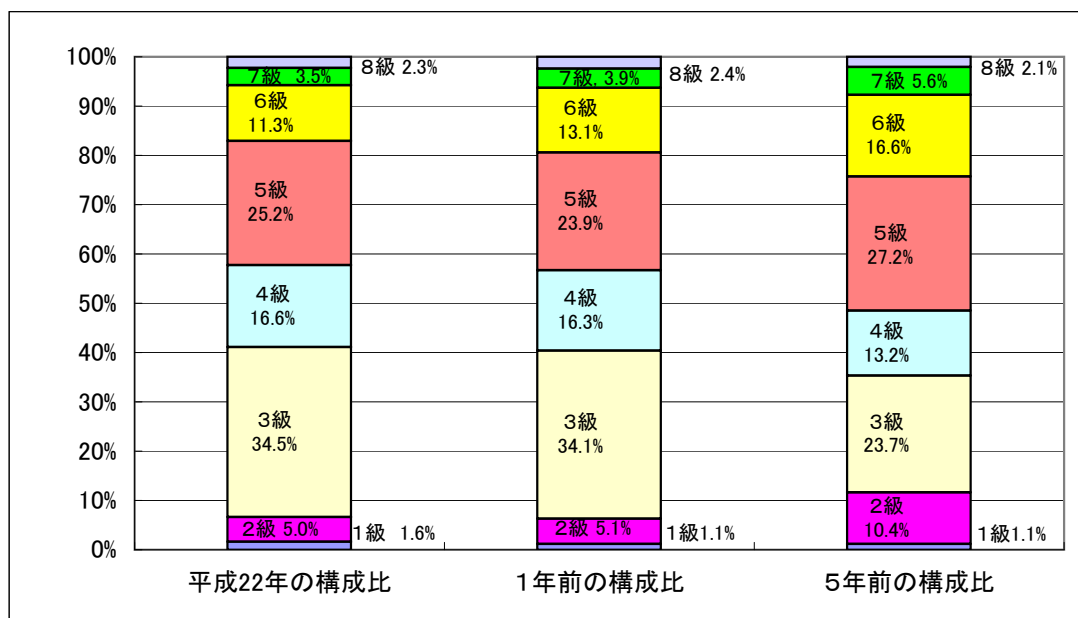
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,021 円	326,333 円	371,433 円
	高校卒	234,720 円	276,282 円	316,800 円
技能労務職	高校卒	- 円	261,960 円	302,455 円
消防職	大学卒	275,300 円	328,600 円	353,550 円
	高校卒	- 円	293,700 円	350,750 円
医師・歯科医師職	大学6卒	395,100 円	463,750 円	507,100 円
医療技術職	短大卒	- 円	- 円	331,050 円
看護保健職	短大卒	268,111 円	294,891 円	331,900 円
高等学校教育職	大学卒	- 円	371,700 円	- 円
幼稚園教育職	大学卒	309,946 円	369,893 円	404,300 円
	短大卒	- 円	345,176 円	390,208 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員、技術員	16人	1.6%
2級	書記、技手	51人	5.0%
3級	主事、技師	350人	34.5%
4級	主査	168人	16.6%
5級	副主幹、係長	256人	25.2%
6級	課長、副課長	115人	11.3%
7級	次長、参事	36人	3.5%
8級	理事、部長、参与	23人	2.3%

- (注) 1 明石市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は行っていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

明 石 市		国	
1人当たり平均支給額(21年度)		-	
1,710 千円			
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分
(1.50) 月分	(0.70) 月分	(1.50) 月分	(0.70) 月分
(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%	

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績の反映は行っていない。

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

明 石 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職 特例措置として2～20%を加算			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
勤続中の役職に応じた調整額を別途支給			勤続中の役職に応じた調整額を別途支給		
1人当たり平均支給額 20,579 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		816,861,407 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		462,026 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全市域	10 %	1,768 人	3 %

※国官署指定は10%
前述の地域手当補正後ラスパイル
ス指数参照

(4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)		76,083,445 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		166,850 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		25.8 %	
手当の種類(手当数)		35	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行政職			
災害応急作業手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査	1日につき730円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	1日につき840円 (100/100の加算有)
建築主事手当	建築基準法に基づく建築主事として任命された職員		月額3,500円
下水道施設点検業務手当		下水道の暗渠施設及び管渠施設の点検業務に従事したとき	1日につき220円
卸売市場早出勤手当	卸売市場に勤務する職員	せり立会のため、早出勤したとき	1日につき500円
社会福祉施設勤務手当	福祉事務所に勤務する社会福祉法第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う職員及び同項第2号に規定する現業を行う職員	訪問指導、相談等の業務に1時間以上従事したとき	1日につき200円
	知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき設置される知的障害者援護施設に勤務する職員	利用者の支援の業務に従事するもの	月額2,000円
	児童福祉法第35条第1項の規定に基づき設置される肢体不自由児通園施設に勤務する職員	園児等の指導又は療育の業務に従事するもの	月額1,000円
機械保守点検等業務手当	明石クリーンセンターに勤務する技術職の職員	焼却炉設備及び集じん設備内において、整備、点検及び清掃業務に従事したとき	1日につき500円
	魚住清掃工場に勤務する技術職の職員	機械の保守点検等の業務に従事したとき	1日につき260円
	浄化センターに勤務する技術職の職員	機械の保守点検等の業務に従事したとき	1日につき220円
用地取得等交渉事務手当	用地の取得、家屋の移転その他区画整理事業、市街地再開発事業等の事業で市長が指定するものに係る交渉事務に従事する職員	1時間以上当該交渉事務に従事したとき	1日につき200円
感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒作業に従事したとき	1日につき290円
		家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病(市長が別に定めるものに限る。)の病原体に汚染されている家畜又は汚染されている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	1日につき290円
理化学検査手当	環境政策課又は下水道施設課に勤務する職員	理化学検査に従事したとき	1日につき200円

行旅死亡人等取扱業務手当		行旅死亡人取扱業務に従事したとき	1件につき1,200円
		行旅病人取扱業務に従事したとき	1件につき500円
主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの		月額2,900円
ボイラー作業主任者手当	労働安全衛生法に基づくボイラー作業主任者として選任されたもの		月額2,900円
消防業務手当		火災出動	1回につき2時間未満出動 350円 2～3時間未満出動 450円 3時間超出動 580円
		救急出動	1回につき2時間未満出動 200円 2時間超出動 270円 (救急救命士の資格を有するものにあつては、1回につき、270円を加算する)
		救助出動	1回につき2時間未満出動 350円 2～3時間未満出動 450円 3時間超出動 580円
		機関員として指定され従事する業務	1勤務につき150円
		はしご付消防ポンプ自動車のはしごに登はんする業務のうち、規則で定めるもの	1回につき320円
		潜水器具を着用して従事する潜水業務	1回につき310円
		建物延焼火災、地震、風水害等の大規模災害又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の発散若しくはこれらに相当する特殊災害の発生時において、規則で定める職員が行う緊急指令業務	1回につき350円
		上記に掲げる業務が爆発を伴う大規模な火災が発生している区域若しくは爆発等の危険性が著しく高い区域又は特殊危険物質等が発散している区域若しくは放射性物質等の漏洩により人体に著しく危険な区域において行われた場合	1日につき2,600円を加算
医療職			
病院事業勤務手当		細菌検査室等において細菌を取り扱う業務に従事したとき	1日につき290円
	医師の資格を有する職員	病院において、医療業務に従事した場合等	勤務1月につき、職員の給料月額額の40/100に相当する額の範囲内
		病院において、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行なわれる看護等の業務に従事した場合等	勤務1月につき、職員の給料月額額の20/100に相当する額の範囲内

技能労務職			
災害応急作業手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	1日につき730円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	1日につき840円 消防組織法に基づく消防活動等 1,680円
環境衛生業務手当		環境衛生業務に従事したとき	1日につき200円
道路整備作業手当		道路整備等の作業に従事したとき	1日につき300円
公園等整備作業手当		公園等の整備作業に従事したとき	1日につき200円
下水道施設清掃業務手当		下水道の暗渠施設及び管渠施設の清掃作業に従事したとき	1日につき220円
葬祭事業業務手当		遺体輸送等の業務に従事したとき	1日につき300円
		火葬作業に従事したとき	1日につき500円
社会福祉施設勤務手当		利用者の支援の業務に従事したとき	月額2,000円
		園児等の指導又は療育の業務に従事したとき	月額1,000円
し尿処理作業手当		汚泥処理作業に従事したとき	1日につき500円
		槽内の掃除等の作業に従事したとき	1回につき1,000円
し尿収集運搬作業手当		し尿の収集、運搬作業に従事したとき	1日につき給料月額 の1000分の3.5に相当する額
じん芥処理作業手当		じん芥の運搬及び廃棄物処理施設等の清掃作業に従事したとき	1日につき400円
じん芥埋立処分作業手当		じん芥埋立処分作業に従事したとき	1日につき500円
じん芥等収集運搬作業手当		基本収集回数を超えて、じん芥の収集、運搬作業に従事したとき又は荒天時に市長が特に不快若しくは困難と認めるじん芥の収集、運搬作業に従事したとき	1回につき給料月額 の1000分の3.5以内 で別に定める額
ごみクレーン清掃作業手当		クレーン及びフロアの清掃作業に従事したとき	1日につき400円
焼却炉内等点検業務手当		焼却炉設備及び集じん設備内において、整備、点検及び清掃作業に従事したとき	1日につき500円
浄化センター勤務手当		下水処理施設の清掃等の作業に従事したとき	1日につき400円
作業兼務手当		自動車運転手が運転業務と併せて市長が定める作業に従事したとき	1日につき200円 特殊作業自動車の 運転に従事する場 合は、1日につき180 円を加えた額
感染症等防疫作業手当		感染症等の防疫作業に従事したとき	1日につき290円
病院事業勤務手当		細菌検査室等で消毒又は清掃等の作業に従事したとき	1日につき290円
教育職			
指導主事業務手当	副主幹、係長又はこれらに準ずる職にある指導主事	職員が本務以外に教育事務に従事したとき	月額17,000円
	その他の指導主事(次長、課長又はこれらに準ずる職にある者を除く。)		月額11,000円

幼児教育相談・ 障害児教育指 導業務手当		職員が幼稚園に設置した学校教育法第75条に準じた学級を直接担当し、主としてその学級の指導業務に従事したとき	月額 給料月額 の100分の5に相当する額
教員特殊業務 手当	教育委員会の命令により、又は学校の管理下において行う非常時災害時等の緊急業務	ア 非常災害時における園児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務(下記のイの業務に該当するものを除く。)	1日につき6,400円の範囲内において教育委員会が規則で定める額
		イ 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務	当該業務に従事した行政職の職員との均衡を考慮し、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額
		ウ 園児又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1日につき6,000円
		エ 園児又は生徒に対する緊急の補導業務	1日につき6,000円
		修学旅行、臨海学校、林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1日につき3,400円
		教育委員会が定める対外運動競技等において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	1日につき3,400円
		高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が指定する日に実施する入学試験に伴う業務	1日につき900円
		学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	1日につき2,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	529,367,566 円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	350,575 円
支給実績(20年度決算)	445,876,335 円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	286,737 円

(6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		255,857 千円	252,574 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 8,500円	異なる	国の制度: 自宅居住者 支給なし	193,142 千円	149,838 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による 一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ24,500円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 24,500円を支給	同じ		175,278 千円	107,400 円
管理職手当	部長級 理事 120,100円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		236,379 千円	916,197 円

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市 長	1,137,000円	(参考)特例市における最高/最低額	
	副 市 長	939,000円	1,137,000 円 /	766,400 円
	公営企業管理者	714,000円	950,000 円 /	658,500 円
	常勤の監査委員	554,000円		
報酬	議 長	765,000円	780,000 円 /	534,300 円
	副 議 長	697,000円	740,000 円 /	467,000 円
	議 員	629,000円	680,000 円 /	440,000 円
期末手当	市 長	(22年度支給割合)		
	副 市 長	3.90	月分	
	公営企業管理者			
	常勤の監査委員			
	議 長	(22年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.90	月分	
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×41.0/100	22,376,160	任期ごと
	常勤の監査委員	給料月額×在職月数×25.0/100	11,268,000	任期ごと
		給料月額×在職月数×18.5/100	4,919,520	任期ごと
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

新たな行政改革実施計画（平成19年度～平成22年度）のもと、総人件費の削減はもとより、健全な財政構造への転換とスリムで効率的な組織体制の構築を図るため、今後も引き続き、総職員数の削減を図るとともに、部門別、職種別および年齢別等の職員構成の適正化を図ります。

この取扱目標として、今後も、事務及び組織の簡素化、効率化を進めるとともに、民間委託の推進や臨時的な雇用も考慮した適正配置に努めることにより、平成23年4月1日において総職員数2,300名体制の実現を図ります。

(各年4月1日現在)

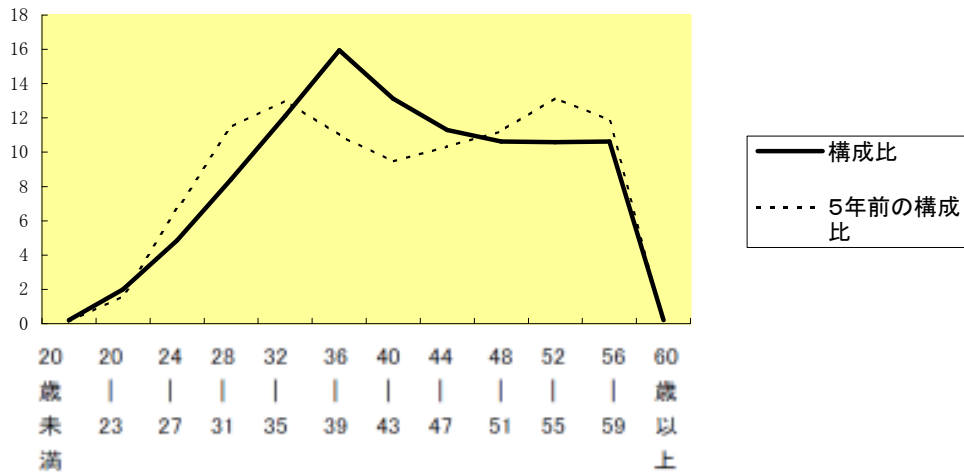
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普通会計部門	議 会	13	13	0	
	総 務	326	325	△ 1	
	税 務	86	84	△ 2	
	労 働	2	1	△ 1	
	農水産	26	24	△ 2	
	商 工	41	34	△ 7	定額給付金担当者の減少など
	土 木	195	188	△ 7	課の統廃合に伴う職員数の減など
	民 生	285	285	0	
	衛 生	191	187	△ 4	ごみ収集業務の民間委託など
	計	1,165	1,141	△ 24	<参考> 人口1万人当たり職員数 38.8 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 44.42 人)
	教育部門	365	357	△ 8	学校用務員の臨時職員との置換えなど
	消防部門	239	233	△ 6	消防職員の臨時職員との置換えなど
	小 計	1,769	1,731	△ 38	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.9 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 63.62 人)
公営企業会計等部門	病 院	368	362	△ 6	
	水 道	89	79	△ 10	浄水場の業務委託による職員数の減少など
	交 通	56	55	△ 1	
	下水道	96	92	△ 4	
	その他	94	91	△ 3	
	小 計	703	679	△ 24	
合 計		2,472	2,410	△ 62	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.0 人
		[2,820]	[2,820]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H22	5	48	117	203	292	384	316	272	256	255	256	5	2,409
H17	3	44	182	313	355	300	258	282	306	359	324	0	2,726

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	1,227	1,233	1,235	1,214	1,165	1,141	△ 86 (△ 7.0%)
教育	486	447	395	372	365	357	△ 129 (△ 26.5%)
消防	233	237	237	244	239	233	0 (0.0%)
普通会計計	1,946	1,917	1,867	1,830	1,769	1,731	△ 215 (△ 11.0%)
公営企業等会計計	781	768	749	736	703	679	△ 102 (△ 13.1%)
総合計	2,727	2,685	2,616	2,566	2,472	2,410	△ 317 (△ 11.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 887,345	千円 64,949	千円 715,403	% 80.6	% 63.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 57	千円 249,716	千円 91,367	千円 102,946	千円 444,029	千円 7,790	千円 6,514

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(1) 平成22年8月の人事院勧告に基づき、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率について、下記のとおり改正した。

1 給 料 月 額 等・中高年層(40歳以上)の給料月額を平均0.1%引下げ

・上記の引下げ対象者のうち、55歳を超える6級(課長級)以上の職員の給料月額及び管理職手当を1.5%引下げ

2 期 末 ・ 勤 勉 手 当 : 支給割合を下記のとおり引下げ

区分	平成21年度	平成22年度
期末手当	2.75月分	2.60月分
勤勉手当	1.40月分	1.35月分
合計	4.15月分	3.95月分

3 住居手当について、国家公務員の持ち家に係る住居手当が廃止されたことを踏まえ、本市においても廃止に向けた当面の措置として、平成23年1月から現行の月額8,500円から3,000円減額し、月額5,500円に改めた。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
明石市	47.7 歳	410,124 円	619,476 円
団体平均	45.9 歳	333,260 円	533,770 円

（うちバス事業運転手）

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
明石市	46.8 歳	34 人	405,527 円	598,475 円	営業用 バス運転者	45.7 歳	365,000 円	1.64
団体平均	45.7	61	319,772	523,759	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
明石市	7,181,700 円	4,380,200 円	1.64

(注)1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)

- 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

明石市		明石市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,806 千円		1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,709 千円	
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 (注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 (注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

明石市		明石市（一般行政職）	
(支給率)	自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分	勤奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分	同左
その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置として2～20%を加算 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給		
1人当たり平均支給額	25,889 千円	1人当たり平均支給額	20,579 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		26,564 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		466,035 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全市域	10 %	57 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		3,821 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		112,382 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		59.6 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
中休手当	運転手	乗合自動車の中休勤務	中休時間による日額 5時間以上の勤務 3,100円 2時間30分以上5時間未満の勤務 2,100円 1時間以上2時間30分未満の勤務 1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	33,432 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	630 千円
支給実績(平成20年度決算)	43,737 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	672 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		11,691 千円	205,105 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 8,500円	同じ		6,500 千円	114,035 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ24,500円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合24,500円を支給	同じ		4,201 千円	73,701 円

管理職手当	部長級	同じ	4,055 千円	1,013,750 円	
	理事				120,100円
	部長				112,800円
	参与				103,200円
	次長級				91,500円
	次長				84,600円
参事	74,300円				
課長級	59,300円				
課長					
副課長					

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	6,504,853	136,507	1,001,112	15.4	16.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	88	399,708	108,741	163,209	671,658	7,632	6,567

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

(3) 特記事項

(1)平成22年8月の人事院勧告に基づき、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率について、下記のとおり改正した。

- ① (給料月額等)・中高年層(40歳以上)の給料月額を平均0.1%引下げ
 ・上記の引下げ対象者のうち、55歳を超える6級(課長級)以上の職員の給料月額及び
 管理職手当を1.5%減額

- ② (期末・勤勉手当)・支給割合を下記のとおり引下げ

(一般職)

区分	平成21年度	平成22年度
期末手当	2.75月分	2.60月分
勤勉手当	1.40月分	1.35月分
合計	4.15月分	3.95月分

(特別職)

区分	平成21年度	平成22年度
期末手当	4.10月分	3.90月分
勤勉手当	—	—
合計	4.10月分	3.90月分

(2)住居手当について、国家公務員の持ち家に係る住居手当が廃止されたことを踏まえ、本市においても廃止に向けた
 当面の措置として、平成23年1月から現行の月額8,500円から3,000円減額し、月額5,500円に改めた。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
明 石 市	46.7 歳	434,777 円	636,040 円
団 体 平 均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

明石市		明石市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(平成21年度)		1人当たり平均支給額(平成21年度)	
1,855 千円		1,709 千円	
(平成21年度支給割合)		(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分
(1.50) 月分	(0.70) 月分	(1.50) 月分	(0.70) 月分
(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

明石市		明石市（一般行政職）	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	同左	
勤続20年	23.50 月分 30.55 月分		
勤続25年	33.50 月分 41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分		
その他の加算措置			
定年前早期退職 特例措置として2～20%を加算 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給			
1人当たり平均支給額	26,130 千円	1人当たり平均支給額	20,579 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		42,168 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		479,178 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全市域	10 %	88 人	10 %

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(平成21年度決算)		2,991 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		62,304 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		54.5 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
停水事務手当	営業課で停水事務に従事する職	停水事務に従事	月額1,500円
道路上作業手当	技能労務職	技能職員が、道路上において交通を遮断することなく行う給・配水管布設工事等にかかる作業に従事	1日当たり300円
緊急出勤手当	水道部職員	給・配水管その他施設の緊急補修にかかる勤務時間外の緊急出勤	1回当たり600円
電気主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの	水道事業の電気設備の維持管理上必要で、選任された業務に従事	月額3,000円
水質管理手当	浄水場において水質管理業務に従事する職員	浄水場における水質管理業務に従事	1日当たり 昼間 250円 夜間 500円
薬物取扱手当	水質検査係に勤務する職員	水質検査に必要な薬物を使用し、理化学検査に従事	1日当たり 200円
汚泥槽清掃作業手当	浄水場に勤務する職員	清掃排泥槽、濃縮槽、沈殿池又ま洗浄排水槽の清掃作業に従事	1日当たり 300円
収納手当	営業課に勤務する職員	料金等の集金業務に従事	過年度未収料金 1件当たり 25円 当該年度未収料金 1件当たり 10円 1月間合計集金額 1,000円につき5円
災害応急作業手当	水道部職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害発生した箇所等で行う避難救助、保守作業等に従事	応急作業若しくは作業のための調査業務 1日当たり 730円 避難救助等心身に著しい負担を与えると管理者が認めるもの 1日当たり 840円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	18,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	225 千円
支給実績(平成20年度決算)	20,854 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	232 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		17,248 千円	249,976 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 8,500円	同じ		10,179 千円	127,243 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ24,500円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合24,500円を支給	同じ		7,485 千円	88,058 円
管理職手当	部長級 理事 120,100円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		5,196 千円	866,000 円